

「施工プロセス」チェックの手引き 改定箇所の対照表

項目	現行	改定
〔（施工プロセス）チェックリスト〕の記入取扱		
	第4条（その他）	第4条（その他） この取扱は、令和7年4月1日から施行する。（一部改正）
別紙ー6④ 「施工プロセス」チェックリスト		
	2. 施工状況 Ⅲ 安全対策 20 安全活動 6) 過積載防止に取り組んでいる記録がある。 8) 重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録がある。	2. 施工状況 Ⅲ 安全対策 20 安全活動 6) 過積載防止に 取り組み 、記録がある。 8) 重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置が なされ 、 点検記録がある 。
別紙ー6⑤ 施工プロセスチェックに基づく文書（通知・注意）		
	2. 施工状況 Ⅲ 安全対策 20 安全活動 6) 過積載防止に取り組んでいる記録がある。 8) 重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録がある。	2. 施工状況 Ⅲ 安全対策 20 安全活動 6) 過積載防止に 取り組み 、記録がある。 8) 重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置が なされ 、 点検記録がある 。
1. 施工体制		
Ⅰ. 施工体制一般		
2 施工管理体制		
	2-1) 施工管理担当者が定められている。 <注 意 事 項> ④参考：施工計画書の作成の手引き（令和2年3月）参照 2-3) 施工計画書に現場の就業時間を記載している。 <注 意 事 項> ②参考：施工計画書の作成の手引き（令和2年3月）参照	2-1) 施工管理担当者が定められている。 <注 意 事 項> ④参考：施工計画書の作成の手引き（ 令和7年4月 ）参照 2-3) 施工計画書に現場の就業時間を記載している。 <注 意 事 項> ②参考：施工計画書の作成の手引き（ 令和7年4月 ）参照

「施工プロセス」チェックの手引き 改定箇所の対照表

項目	現行	改定
4	<p>4 施工体制台帳、施工体系図</p> <p>4-1) 施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。</p> <p><判断基準></p> <p>対象外：下請工事がない場合。（※ただし、一次下請となる警備会社の場合は作成が必要。） 長崎県建設工事共通仕様書（1-1-14）</p> <p><注意事項></p> <p>① 施工体制台帳の作成、提出について確認し、記載、添付すべき事実が生じた時点で、遅滞なく作成すること。 なお、施工体制台帳は、所定の記載事項と添付書類から成り立っている。</p> <p>② 【施工体制台帳の作成等】：建設業法（第24条の8第1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該建設工事について下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。 <p>③ 【施工体制台帳の添付書類】：建設業法施行規則（第14条の2から7）</p> <ol style="list-style-type: none"> 作成建設業者が請負った建設工事の契約書の写し。（発注者⇒元請負人） 下請負人が請負った建設工事の契約書の写し。（元請負人⇒下請負人） 監理技術者又は主任技術者の資格を証する書面。（監理技術者資格者証の写し） 監理技術者又は主任技術者の雇用を証する書面。 専門技術者（置いた場合に限る）の資格及び雇用を証する書面。 監理技術者補佐の資格及び雇用を証する書面。（配置した場合） 作業員名簿（※一人親方を従事させる場合は、働き方チェックリストを提出させる。） <p>【3.参考資料-Ⅲ.その他-「4-1-3）働き方自己診断チェックリスト（一人親方確認用）」参照】</p> <p>④ 【施工体制台帳の提出等】：公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（第15条第2項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共工事の受注者は、作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならない。 	<p>4-1) 施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。</p> <p><判断基準></p> <p>対象外：下請工事がない場合。（削除。）</p> <p><注意事項></p> <p>① 【施工体制台帳の作成等】</p> <p>建設業法二十四条の八及び入契法第十五条第一項により、当該建設工事を施工するために下請け契約を締結した場合（無許可営業も含む）は、施工体制台帳の作成、発注者への提出、現場備えが必要。（公共工事においては下請け金額要件を撤廃）</p> <p>② 当該公共工事に関する工事現場の施工体制を発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として、国土交通省令で定めるものを講じている場合を除き、作成した台帳の写しを提出しなければならない。 （入契法第十五条第二項）</p> <p>③ 【施工体制台帳の添付書類】（建設業法施行規則第14条の2第2項）</p> <ol style="list-style-type: none"> 発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し 主任技術者又は監理技術者が資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し 専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し <p>④ 【下請負人に対する通知】建設業法施行規則第十四条の三</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設業者は、作成建設業者に該当することとなつたときは、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負わせた下請負人に対し次に掲げる事項を書面により通知するとともに、当該事項を記載した書面を当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。（電磁的映像画面での代用可） 建設業者は、前項の規定による書面による通知に代えて、当該下請負人の承諾を得て、前項各号に掲げる事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知することができる。 この場合において、当該建設業者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

「施工プロセス」チェックの手引き 改定箇所の対照表

項目	現行	改定
	<p>⑤【施工体制台帳】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-13、14）</p> <ul style="list-style-type: none"> 受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、監督職員に提出しなければならない。 受注者は、施工体制台帳に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。 受注者は、発注者から、工事の施工の技術上の監理をつかさどる者（監理技術者または主任技術者）の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。 <p>⑥【下請負人に対する通知】：建設業法施行規則 第14条の3</p> <ul style="list-style-type: none"> 下請負人に対し次に掲げる事項を書面により通知するとともに、当該事項を記載した書面を当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> 作成建設業者の商号又は名称 再下請負通知を行わなければならない旨及び当該再下請負通知に係る書類を提出すべき場所 <p>⑦ 参考：【工事の下請負】長崎県建設工事共通仕様書（1-1-12）</p> <ul style="list-style-type: none"> 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 下請負者が長崎県の建設工事入札参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 下請負者が当該共同企業体の構成員でないこと。 <p>⑧参考：【下請負人の健康保険等加入義務等】長崎県建設工事標準請負契約書第7条の2</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会保険等未加入建設業者を下請負人としてはならない。 	<p>⑤【記載内容】長崎県建設工事共通仕様書 1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図 施工体制台帳には、次の（１）～（３）を記載すること。</p> <p>（１）建設業法第二十四条の七第一項及び建設業法施工規則第十四条の二に掲げる事項 （２）安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名 （３）一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期</p> <p>⑥～⑧は削除。</p>
	<p>4-2) 施工体制台帳の添付書類である下請負契約書（写）及び再下請負通知書を提出している。</p> <p><判断基準></p> <p>対象外：下請工事が無い場合。（※ただし、一次下請となる警備会社の場合は作成が必要。） 長崎県建設工事共通仕様書（1-1-14）</p> <p><注意事項></p> <p>④参考：【外国人の現場管理】特定技能制度に関する下請指導ガイドライン(R5.8.31)</p> <ul style="list-style-type: none"> 受入企業及び外国人材（特定技能・技能実習）双方とも建設キャリアアップシステムに登録しなければならない。 元請企業は、外国人現場入場届出書及び添付書類により、業務区分の内容並びに従事させる期間を確認し、受入企業を指導すること。 	<p>4-2) 施工体制台帳の添付書類である下請負契約書（写）及び再下請負通知書を提出している。</p> <p><判断基準></p> <p>対象外：下請工事が無い場合。（削除。）</p> <p><注意事項></p> <p>④参考：【外国人の現場管理】特定技能制度に関する下請指導ガイドライン(R5.8.31)</p> <ul style="list-style-type: none"> 受入企業及び外国人材（特定技能・技能実習）双方とも建設キャリアアップシステムに登録しなければならない。 元請企業は、一号特定技能外国人現場入場届出書及び添付書類により、業務区分の内容並びに従事させる期間を確認し、受入企業を指導すること。 外国人技能実習生に関しては同ガイドラインの対象外になっており、技能実習生の場合は、現場入場にあたり元請企業の規定に基づいた「現場入場申請書」の提出を求める場合がある。（在留資格の内容確認、在留期間の確認、安全管理の観点から日本語能力の確認）

「施工プロセス」チェックの手引き 改定箇所の対照表

項目	現行	改定
	<p>4-3) 施工体制台帳、施工体系図「提出用」に、下請負金額を記入している。 <判断基準> 対象外：下請工事がない場合。（※ただし、一次下請となる警備会社の場合は作成が必要。） 長崎県建設工事共通仕様書（1-1-14）</p>	<p>4-3) 施工体制台帳、施工体系図「提出用」に、下請負金額を記入している。 <判断基準> 対象外：下請工事がない場合。（削除。）</p>
	<p>4-5) 施工体系図「掲示用」を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 <判断基準> 対象外：下請工事がない場合。（※ただし、一次下請となる警備会社の場合は作成が必要。） 長崎県建設工事共通仕様書（1-1-14）</p>	<p>4-5) 施工体系図「掲示用」を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 <判断基準> 対象外：下請工事がない場合。（削除。）</p>
	<p>4-6) 施工体系図に記載のない業者が作業していない。 <判断基準> 対象外：下請工事がない場合。（※ただし、一次下請となる警備会社の場合は作成が必要。） 長崎県建設工事共通仕様書（1-1-14）</p>	<p>4-6) 施工体系図に記載のない業者が作業していない。 <判断基準> 対象外：下請工事がない場合。（削除。）</p>
<p>5 建設業許可標識</p>	<p>5-1) 建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理（主任）技術者を正しく記載している。 <注意事項> 【標識の掲示】：建設業法（第40条） 【工事現場に掲げる標識について】：長崎県建設工事施工管理基準（参-73） ① 建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に掲示すること。 1) 商号又は名称 2) 代表者の氏名 3) 主任（監理）技術者の氏名 専任か非専任、資格名、資格者証交付番号 4) 一般建設業又は特定建設業の別 5) 許可を受けた建設業 6) 許可番号 7) 許可年月日 縦長さ25cm以上 横長さ 35cm以上 ② 現場に掲げる建設業許可証の掲示義務を元請のみとする。（建設業法第40条） ただし、現場に掲示する施工体系図に下請業者が記載されていること。</p>	<p>5-1) 建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理（主任）技術者を正しく記載している。 <注意事項> 【記載要領】 監理技術者運用マニュアル 最終改正令和7年1月28日版 1 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。 2 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項第1号に該当する場合には、「非専任（情報通信技術利用）」と、同項第2号に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。 3 「資格名」の欄は当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。 4 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第3項の規定により専任の者でなければならぬ監理技術者又は同項第1号若しくは第2号に該当する監理技術者を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。 5 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。 6 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。 ※同項第1号（専任特例1号）、同項第2号（専任特例2号）</p>

「施工プロセス」チェックの手引き 改定箇所の対照表

項目	現行	改定
II. 配置技術者／現場代理人・監理技術者・主任技術者 6 現場代理人	6-1) 現場代理人は、現場に常駐している。 <注 意 事 項> ① 【常駐】：工事目的物の敷地に留まらなくても、その近傍で直接管理可能な常に連絡が取れる状態であること。 ※「技術者制度運用マニュアルVer5.0 R5.4.17」 ・現場代理人の常駐を要しない場合 (5) 1件の工事における請負額が4,000万円未満（建築一式8,000万円未満）の工事（技術者の専任が必要とされない工事）で、発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡がとれる場合。 ・次の全ての要件を満たす場合には、現場代理人の兼務を認めるものとする。 (3) 各々の工事において、請負額が4,000万円未満（建築一式8,000万円未満）の工事（技術者の専任が必要とされない工事）であること。	6-1) 現場代理人は、現場に常駐している。 <注 意 事 項> ① 【常駐】：工事目的物の敷地に留まらなくても、その近傍で直接管理可能な常に連絡が取れる状態であること。 ※「技術者制度運用マニュアルVer5.0 R5.4.17」 ・現場代理人の常駐を要しない場合 (5) 1件の工事における請負額が 4,500万円未満（建築一式9,000万円未満） の工事（技術者の専任が必要とされない工事）で、発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡がとれる場合。 ・次の全ての要件を満たす場合には、現場代理人の兼務を認めるものとする。 (3) 各々の工事において、請負額が 4,500万円未満（建築一式9,000万円未満） の工事（技術者の専任が必要とされない工事）であること。
8 作業主任者の専任	8-1) 作業主任者を選任し、配置している。 <注 意 事 項> 2) 特定化学物質作業主任者：技能講習を修了した者 特定化学物質を取り扱う作業。金属アーク溶接等の作業 ……特定化学物質障害予防規則（第27条）	8-1) 作業主任者を選任し、配置している。 <注 意 事 項> 2) 特定化学物質作業主任者： 特定化学物質作業技能講習を終了した者 ① 特定化学物質を取り扱う作業 及び金属アーク溶接作業。 ……特定化学物質障害予防規則（第27条） 「金属アーク溶接作業主任者」：金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習を終了した者 金属アーク溶接作業。……特定化学物質障害予防規則（第27条第2項） *金属アーク溶接以外の特定化学物質は対象外
9 監理技術者（主任技術者）の専任制	9-1) 配置予定、施工体制台帳等に記載された本人であることを資格者証で確認した。 （監理技術者補佐を配置する場合は、監理技術者補佐についても同様の確認をする。） <チェックポイント> 書類確認： 元請人の監理技術者（監理技術者補佐含む）または主任技術者の業種に対する資格要件、資格者証、工事履歴等により確認する。 <注 意 事 項> ① 【主任技術者及び監理技術者】 ・監理技術者（建設業法第26条第2項） 発注者から直接工事を請け負い（元請）、そのうち4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上を下請契約して施工する場合は、主任技術者にかえて「監理技術者」を置かなければならない。 ※監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省） R4.12.23	9-1) 配置予定、施工体制台帳等に記載された本人であることを資格者証で確認した。 （監理技術者補佐を配置する場合は、監理技術者補佐についても同様の確認をする。） <チェックポイント> 書類確認： 元請人の監理技術者（監理技術者補佐含む）または主任技術者の業種に対する資格要件、資格者証、工事履歴（ 資格要件を実務経験とした場合 ）等により確認する。 <注 意 事 項> ① 【主任技術者及び監理技術者】 ・監理技術者（建設業法第26条第2項） 発注者から直接工事を請け負い（元請）、そのうち 5,000万円 （建築一式工事の場合は 8,000万円 ）以上を下請契約して施工する場合は、主任技術者にかえて「監理技術者」を置かなければならない。 ※監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省） 最終改正 令和7年1月28日

「施工プロセス」チェックの手引き 改定箇所の対照表

項目	現行	改定
	<p>9-2) 現場に専任している。(監理技術者補佐を配置する場合は監理技術者補佐)不在の場合は適切な施工が出来る体制を確保していた。</p> <p><判断基準> 対象外：請負金額4,000万円未満の工事。</p> <p><注意事項> ①「専任」とは他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことを意味するものであり、専任の主任技術者又は監理技術者は、常時継続的に当該建設工事の現場に置かなければならない。</p> <p>④ 現場を離れる場合においては、あらかじめ監督職員に連絡協議すること。 技術者制度運用マニュアルver5（Ⅲ現場代理人、主任技術者（監理技術者）共通）参照</p>	<p>9-2) 現場に専任している。(監理技術者補佐を配置する場合は監理技術者補佐)不在の場合は適切な施工が出来る体制を確保していた。</p> <p><判断基準> 対象外：請負金額4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満の工事</p> <p><注意事項> ※運用については、最新の通知や県監理技術者制度運用マニュアルに準じるものとする。 土木部HP-要綱・要領等（公共事業入札契約制度関係） 3.指名、予定価格、競争参加資格・入札公告、配置技術者-(4)配置技術者 リンク先参照 https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/tochi-kensetsugyo/test-</p>
2. 施工状況	I. 施工管理	1 2 施工計画書
	<p>12-1) 工事着手（変更を含む）に先立ち、提出した。</p> <p><注意事項> ① 工事着手前に提出された工事目的物を完成させるために必要な手順や工法について記載された施工計画書の内容について確認する。</p> <p>②【施工計画書】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-6）</p> <ul style="list-style-type: none"> 受注者は、請負代金500万円以上の場合には、工事着手前かつ施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するための必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。 受注者は、施工計画書を遵守し、工事の施工に当たらなければならない。この場合、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。 <p>1) 工事概要 2) 計画工程表 3) 現場組織表 4) 安全管理 5) 指定機械 6) 主要資材 7) 施工方法（主要機械、主要船舶、仮設備計画及び工事用地等を含む） 8) 施工管理計画（施工管理担当者氏名を含む） 9) 緊急時の体制及び対応 10) 交通管理 11) 環境対策 12) 就業時間 13) 現場作業環境の整備 14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 15) 総合評価に関する事項（誓約項目、技術提案または施工計画） ※総合評価落札方式実施時のみ 16) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 維持工事等簡易な工事においては、監督職員の承諾を得て、記載内容の一部を省略することができる。 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手 <p>③【施工計画書】：長崎県建設工事共通仕様書（1-1-2）</p>	<p>12-1) 工事着手（変更を含む）に先立ち、提出した。</p> <p><注意事項> ・受注者は、施工計画書を遵守し、工事の施工に当たらなければならない。この場合、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。</p> <p>【施工計画書の作成の手引き】令和7年4月長崎県土木部建設企画課 ※施工計画書作成要領</p> <p>1) 工事概要 2) 計画工程表 3) 現場組織表 4) 安全管理 5) 指定機械 6) 主要資材 7) 施工方法 8) 施工管理計画 9) 緊急時の体制及び対応 10) 交通管理 11) 環境対策 12) 就業時間 13) 現場作業環境の整備 14) 再生資源の利用の促進 15) 総合評価に関する事項 16) 法定休日・所定休日（週休二日の導入） 17) その他</p>

「施工プロセス」チェックの手引き 改定箇所の対照表

項目	現行	改定															
	<p>44.工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または、測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。</p>																
<p>1.7 建設副産物及び建設廃棄物</p>	<p>17-2) 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出・説明するとともに、該当する場合は現場へ掲示した。</p> <p>＜チェックポイント＞</p> <p>書類確認： 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の記載内容について受注者から説明を受けるとともに設計数量との確認を行う。</p> <p>現場確認： 資源有効利用促進法又は共通仕様書の基準に基づき再生資源利用計画書又は再生資源利用促進計画書（確認結果票を含む）を作成した場合は、再生資源利用計画書又は再生資源利用促進計画書（確認結果票を含む）を公衆の見やすい場所に掲示しているか確認する。</p> <p>＜注 意 事 項＞</p> <p>①計画書の作成・提出・説明義務</p> <p>1) 長崎県建設工事共通仕様書（1-1-23）</p> <ul style="list-style-type: none"> 受注者は、建設資材及び建設副産物発生・搬出の有無に関わらず工事請負代金が500万円以上の場合には、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。 <p>2) 再生資源省令（第9条）</p> <ul style="list-style-type: none"> 元請建設工事事業者等は、下記に該当する建設資材を搬入する建設工事を施工する場合は、あらかじめ再生資源利用計画を作成し速やかに、発注者に提出するとともにその内容を説明するものとする。 <p>3) 指定副産物省令（第8条）</p> <ul style="list-style-type: none"> 発注者から直接建設工事を請け負った建設工事事業者は、下記に該当する指定副産物を工事現場から搬出する建設工事を施工する場合において、あらかじめ再生資源利用促進計画（確認結果票含む）を作成し、速やかに発注者に提出するとともにその内容を説明するものとする。 <p style="text-align: center;">表1</p> <table border="1" data-bbox="371 1094 1169 1174"> <thead> <tr> <th></th> <th>再生資源利用計画（搬入）</th> <th>再生資源利用促進計画（搬出）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂</td> <td>500m³以上</td> <td>建設発生土 500m³以上</td> </tr> <tr> <td>砕石</td> <td>500t以上</td> <td>コンクリート塊</td> </tr> <tr> <td>加熱アスファルト混合物</td> <td>200t以上</td> <td>アスファルト・コンクリート</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>合計200t以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>②確認結果票の作成、説明</p> <p>1) 再生資源利用促進計画の作成にあたっては、確認結果票を作成し、建設発生土の運搬を行う者に対し確認の結果を通知するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 確認事項 <ul style="list-style-type: none"> 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壤汚染対策法の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされていること。 		再生資源利用計画（搬入）	再生資源利用促進計画（搬出）	土砂	500m ³ 以上	建設発生土 500m ³ 以上	砕石	500t以上	コンクリート塊	加熱アスファルト混合物	200t以上	アスファルト・コンクリート			合計200t以上	<p>17-2) 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出・説明するとともに、該当する場合は現場へ掲示した。</p> <p>＜チェックポイント＞</p> <p>書類確認： 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書（確認結果票を含む）の記載内容について受注者から説明を受けるとともに設計数量との確認を行う。</p> <p>現場確認： 資源有効利用促進法に基づき再生資源利用計画書又は再生資源利用促進計画書（確認結果票を含む）を作成し、必要な場合は再生資源利用計画書又は再生資源利用促進計画書（確認結果票を含む）を公衆の見やすい場所に掲示しているか確認する。※作成・掲示が必要な場合については次項を参照</p> <p>＜注 意 事 項＞</p> <p>【再生資源利用計画書（搬入）】（再生資源省令）</p> <p>①再生資源利用計画書の作成と発注者への提出及び説明（再生資源省令第九条第1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 元請建設工事事業者等は、表1に該当する建設資材を搬入する建設工事を施工する場合は、あらかじめ再生資源利用計画書を作成し速やかに、発注者に提出するとともにその内容を説明するものとする。 <p>②再生資源利用計画書の掲示（省令第九条第4項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 元請建設工事事業者等は、工事現場において、再生資源利用計画書を公衆の見やすい場所に掲げ、又は電磁的記録の映像を公衆の見やすい場所に表示するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。 <p>【再生資源利用促進計画書（搬出）】（指定副産物省令）</p> <p>①再生資源利用促進計画書の作成と発注者への提出及び説明（指定副産物省令第八条第1項、第5項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 元請建設工事事業者等は、下記に該当する指定副産物を工事現場から搬出する建設工事を施工する場合において、あらかじめ再生資源利用促進計画を作成し速やかに、発注者に提出するとともにその内容を説明するものとする。 <p>②再生資源利用促進計画書の掲示（指定副産物省令第八条第8項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 元請建設工事事業者等は、工事現場において、再生資源利用促進計画書を公衆の見やすい場所に掲げ、又は電磁的記録の映像を公衆の見やすい場所に表示するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。 <p>【確認結果票（搬出）】（指定副産物省令第八条第4項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 元請建設工事事業者等は、建設発生土（500m³以上）の搬出に関する事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成するものとする。 <p>【確認結果票作成に当たっての解説】 国土交通省令和5年5月改正版</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設工事の元請業者や自主施工者は、合計500m³以上の建設発生土を搬出しようとする場合、
	再生資源利用計画（搬入）	再生資源利用促進計画（搬出）															
土砂	500m ³ 以上	建設発生土 500m ³ 以上															
砕石	500t以上	コンクリート塊															
加熱アスファルト混合物	200t以上	アスファルト・コンクリート															
		合計200t以上															

「施工プロセス」チェックの手引き 改定箇所の対照表

項目	現行	改定																																									
	<p>搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項で宅地造成及び特定盛土等規制法の規定による許可または届出がされていること。</p> <p>その他、搬出先が適正であることの確認。</p> <p>③計画書の掲示</p> <p>1) 再生資源省令（第9条）</p> <ul style="list-style-type: none"> 元請建設工事事業者等は、工事現場において、再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げ又は再生資源利用計画の内容を記録したデジタルサイネージで表示する方法により公衆の閲覧に供するものとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。 <p>2) 指定副産物省令（第8条）</p> <ul style="list-style-type: none"> 元請建設工事事業者等は、工事現場において、再生資源利用促進計画（確認結果票含む）を公衆の見やすい場所に掲げ、又は再生資源利用促進計画の内容を記録したデジタルサイネージで表示する方法により公衆の閲覧に供するものとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。 <p>④受領書の交付</p> <p>1) 再生資源省令（第5条）</p> <ul style="list-style-type: none"> 元請建設工事事業者等は、建設発生土を搬入したときは、搬入元に受領書を交付する。 <p>2) 指定副産物省令（第6条）</p> <ul style="list-style-type: none"> 元請建設工事事業者等は、建設発生土を搬出したときは、搬出先に受領書の交付を求めるものとする。 	<p>土壤汚染防止法等の手続き等（指定副産物省令第八条第3項1号及び第3号）や搬出先の確認等（同項第2号及び第3号）を行い確認結果を記録する必要があります。また、確認結果は再生資源利用促進計画の添付資料として、発注者への報告・説明及び公衆の見えやすい場所へ掲示等を行う必要があります。※</p> <p>※確認結果票記載方法については、国土交通省HP下記による</p> <p>【受領書（搬出）】（指定副産物省令第六条）</p> <ul style="list-style-type: none"> 元請建設工事事業者等は、建設発生土を第八条第一項の規定（500ml以上の建設発生土）により作成した再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに、当該搬出先の管理者に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 建設発生土の搬出先の名称及び所在地 建設発生土の搬出先の管理者の商号、名称又は氏名 建設発生土の搬出元の名称及び所在地 建設発生土の搬出量 建設発生土の搬出先への搬出が完了した日 <p>【受領書（搬入）】（再生資源省令第五条）</p> <ul style="list-style-type: none"> 元請建設工事事業者等は、建設発生土を第九条第一項の規定（500ml以上の土砂）により作成した再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに、当該搬入元の管理者に対し、次に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 建設発生土を搬入した建設工事の名称及び所在地 建設発生土を搬入した建設工事に係る元請建設工事事業者等の商号、名称又は氏名 建設発生土の搬入元の名称及び所在地 建設発生土の搬入量 建設発生土の搬入が完了した日 <p style="text-align: center;">表1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">再生資源利用計画（搬入）</th> <th colspan="2">再生資源利用促進計画（搬出）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂</td> <td>500ml以上</td> <td>建設発生土</td> <td>500ml以上</td> </tr> <tr> <td>砕石</td> <td>500t以上</td> <td>コンクリート塊</td> <td rowspan="2">合計200t以上</td> </tr> <tr> <td>加熱アスファルト混合物</td> <td>200t以上</td> <td>アスファルト・コンクリート</td> </tr> </tbody> </table> <p><作成・掲示について></p> <p>資源有効利用促進法及び共通仕様書の規定では計画書・確認結果票を以下の場合に作成・掲示することとなっています。</p> <p>資源有効利用促進法の一定規模は前項の表1のとおりです。</p> <p>○計画書の作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">資源有効利用促進法</th> </tr> <tr> <th>一定規模以上</th> <th>一定規模未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共通仕様書</td> <td>500万円以上</td> <td>必要</td> <td>必要</td> </tr> <tr> <td>500万円未満</td> <td>必要</td> <td>不要</td> </tr> </tbody> </table> <p>○計画書の掲示</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">資源有効利用促進法</th> </tr> <tr> <th>一定規模以上</th> <th>一定規模未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共通仕様書</td> <td>500万円以上</td> <td>必要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>500万円未満</td> <td>必要</td> <td>不要</td> </tr> </tbody> </table>	再生資源利用計画（搬入）		再生資源利用促進計画（搬出）		土砂	500ml以上	建設発生土	500ml以上	砕石	500t以上	コンクリート塊	合計200t以上	加熱アスファルト混合物	200t以上	アスファルト・コンクリート			資源有効利用促進法		一定規模以上	一定規模未満	共通仕様書	500万円以上	必要	必要	500万円未満	必要	不要			資源有効利用促進法		一定規模以上	一定規模未満	共通仕様書	500万円以上	必要	不要	500万円未満	必要	不要
再生資源利用計画（搬入）		再生資源利用促進計画（搬出）																																									
土砂	500ml以上	建設発生土	500ml以上																																								
砕石	500t以上	コンクリート塊	合計200t以上																																								
加熱アスファルト混合物	200t以上	アスファルト・コンクリート																																									
		資源有効利用促進法																																									
		一定規模以上	一定規模未満																																								
共通仕様書	500万円以上	必要	必要																																								
	500万円未満	必要	不要																																								
		資源有効利用促進法																																									
		一定規模以上	一定規模未満																																								
共通仕様書	500万円以上	必要	不要																																								
	500万円未満	必要	不要																																								

「施工プロセス」チェックの手引き 改定箇所の対照表

項目	現行	改定				
	<p>②排出ガス対策型建設機械等：</p> <p>「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成29年5月改正 法律第41号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械</p> <p>トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等：</p> <p>「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和3年2月経済産業省国土交通省・環境省令第1号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改訂平成23年7月13日付建設省国総環リ第1号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械</p>	<p style="text-align: center;">表 1-4</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">機 種</th> <th style="width: 50%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トンネル工事用建設機械 ・バックホウ（ベースマシン含む） ・トラクターショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサー</td> <td>ディーゼルエンジン（エンジン出力30kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> </tbody> </table> <p>7. 受注者は建設事に伴う騒音振動対策技術指針によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって監督職員と協議し、承諾を得なければならない。</p>	機 種	備 考	トンネル工事用建設機械 ・バックホウ（ベースマシン含む） ・トラクターショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサー	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。
機 種	備 考					
トンネル工事用建設機械 ・バックホウ（ベースマシン含む） ・トラクターショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサー	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。					
<p>II. 工程管理</p> <p>19 工程管理</p>	<p>19-4) 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。</p> <p><注 意 事 項></p> <p>③労働基準法の改正により、建設業においても時間外労働の上限が罰則付きで令和6年4月1日から適用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、月45時間、360時間。臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができない。また、臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合（特別条項）でも、年720時間以内等の上限を超える時間外労働・休日労働ができない。 	<p>19-4) 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。</p> <p><注 意 事 項></p> <p>③労働基準法改正（建設業においては令和6年4月1日施行）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 法定労働時間：1日8時間及び週40時間 2) 法定休日：毎週少なくとも1回 3) 法定労働時間超過（時間外労働）の対応：労働基準法第36条に基づく労使協定の締結及び所轄労働基準監督署長への届け出 4) 時間外労働の上限：原則月45時間、年360時間 5) 臨時的な特別な事情であり労使が合意する場合：年720時間以内、月45時間を超えることができるのは年6回等 6) 労働基準法違反の罰則：30万円以下の罰金または半年以下の懲役 				
<p>III. 安全対策</p> <p>20 安全活動</p>	<p>20-6) 過積載防止に取り組んでいる記録がある。</p> <p>20-8) 重機操作で、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされた点検記録がある。</p> <p><チェックポイント></p> <p>現場確認： 誘導員配置状況や分離措置の状況を確認する。</p>	<p>20-6) 過積載防止に取り組み、記録がある。</p> <p>20-8) 重機操作で、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされ、点検記録がある。</p> <p><チェックポイント></p> <p>現場確認： 誘導員配置状況や分離措置の状況を確認する。</p> <p>書類確認： 分離措置等の点検記録により分離措置の状況を確認する。</p>				